

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 一般の退職手当（<u>第二条の三</u>―<u>第八条</u>）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2 次条及び<u>第六条の五</u>の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに<u>第九条</u>の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第二章 一般の退職手当</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p><u>第二条の三</u> 退職した者に対する退職手当の額は、次条から<u>第六条の三</u>までの規定により計算した退職手当の基本額に、<u>第六条の四</u>の規定により</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 一般の退職手当（<u>第三条</u>―<u>第八条</u>）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2 次条から<u>第五条</u>までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び<u>第九条</u>の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第二章 一般の退職手当</p>

計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十一日分に相当する額。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）

（又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十

二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条又は第五条第一項若しくは第二項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十一日分に相当する額。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）

（又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の六十

二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五

三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十

七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の

三 勤続期間十一年以上十九年以下の者 百分の八十

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第四条 二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)、二十年以上二十五年未満の期間勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十

七・五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五

十

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十五

2 前項の規定は、二十年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の

非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第五条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者が政令で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者が政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当）

第五条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者が政令で定めるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

3 第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

4 前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

5 第一項及び第三項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合には、適用しない。

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与準則若

しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 | 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第七条の二第四項、第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律

の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた地方公務員としての引き続きいた在職期間

三 第七条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する公庫等職員としての引き続きいた在職期間

四 第七条の二第二項に規定する場合における公庫等職員としての引き続きいた在職期間

五 第七条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

六 第七条の三第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして政令で定める在職期間  
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者（退職日俸給月額が一般職の職員  
の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表六  
号俸の額に相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）の  
うち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者  
であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令  
で定める年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用  
については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸 給月額に退職の日において定 められているその者に係る定 年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数 一年につき退職日俸給月額に 応じて百分の二を超えない範 囲内で政令で定める割合を乗 じて得た額の合計額

第五条の二 前条第一項の規定に該当する者（退職の日におけるその者の  
俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表六号俸の額  
に相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）のうち、定  
年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて  
、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める  
年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「俸  
給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において  
定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との  
差に相当する年数一年につき当該俸給月額に応じて百分の二を超えない  
範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。



<p>第五條の二第一 項第二号ロ</p>	<p>第五條の二第一 項第二号</p>	<p>第五條の二第一 項第一号</p>
<p>前号に掲げる額</p>	<p>退職日俸給月額に、</p>	<p>及び特定減額前俸給月 額</p>
<p>その者が特定減額前俸給月額 に係る減額日のうち最も遅い</p>	<p>を乗じて得た額の合計額に、 範囲内で政令で定める割合 額に應じて百分の二を超えな 一年につき特定減額前俸給月 額の差に相当する年数 の年齢との差におけるその者 と退職の日におけるその者 められているその者に係る定 給月額に退職の日において定 退職日俸給月額及び退職日俸 給月額に退職の日において定</p>	<p>並びに特定減額前俸給月額及 び特定減額前俸給月額に退職 の日において定められている その者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との差 に相当する年数一年につき特 定減額前俸給月額に應じて百 分の二を超えない範囲内で政 令で定める割合を乗じて得た 額の合計額</p>

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前俸給月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前俸給月額に第五条の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用について

日の前日に現に退職した理由  
と同一の理由により退職した  
ものとし、かつ、その者の同  
日までの勤続期間及び特定減  
額前俸給月額を基礎として、  
前三条の規定により計算した  
場合の退職手当の基本額に相  
当する額

(退職手当の最高限度額)

第六条 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

ては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六條	第三條から第五條まで	前條の規定により読み替えて適用する第五條
退職日俸給月額	これらの	前條の規定により読み替えて適用する第五條の規定により読み替えて適用する第五條の
第六條の二	第五條の二第一項の	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第

第六條の二第二 号		第六條の二第一 号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額	同項の	同項第二号ロ	
特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日における	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に於いて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額	同条の規定により読み替えて適用する同項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ	一項の			

当該割合	及び退職日俸給月額	第五条の二第一項第二号ロ	
当該第五条の三の規定により	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に应じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ	るその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に应じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

読み替えて適用する同号口に  
掲げる割合

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。））、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 七万九千二百円
- 二 第二号区分 六万二千五百円

- 三 第三号区分 五万四千五百五十円
  - 四 第四号区分 五万円
  - 五 第五号区分 四万五千八百五十円
  - 六 第六号区分 四万七千七百円
  - 七 第七号区分 三万三千三百五十円
  - 八 第八号区分 二万五千円
  - 九 第九号区分 二万八百五十円
  - 十 第十号区分 一万六千七百円
  - 十一 第十一号区分 零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、政令で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第一項各号に掲げる職員の区分は、官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、政令で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号及び第三号に掲げる者を除く。） 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規

定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定めるもの

ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十



三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額をいう。

（勤続期間の計算）

第七条 （略）

2 （略）

3 職員が退職した場合（第八条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した~~在職期間から除算する。~~

（勤続期間の計算）

第七条 （略）

2 （略）

3 職員が退職した場合（第八条第一項各号の一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうちに~~国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職を除く。）~~、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（同法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる

5 第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続きた職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続きた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。

6 前各項の規定により計算したた在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算したた在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（公庫等職員として在職した後引き続きた職員となつた者に対する退職手当に係る特例）

第七条の二（略）

2～4（略）

5 第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者が

事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算したた在職期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続きた職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続きた在職期間の計算については、前四項の規定を準用する外、政令でこれを定める。

6 前五項の規定により計算したた在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条又は第五条第一項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、第五条第三項又は第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前七項の規定により計算したた在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（公庫等職員として在職した後引き続きた職員となつた者に対する退職手当に係る特例）

第七条の二（略）

2～4（略）

5 前条第四項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身

その身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

(退職手当の支給制限)

第八条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 三 (略)

2| 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの(第六条の四第四項第三号に掲げる者を除く。)

二 その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で政令で定めるもの

3| 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員(第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和四十九年法律第

分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の同条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

(退職手当の支給制限)

第八条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

一 三 (略)

2| 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員(第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和四十九年法律第

百十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員  
の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定  
める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。)であつ  
たことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし  
、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる  
期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当する  
すべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)  
の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、  
当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、同法  
第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務  
省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十  
條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に  
応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他総  
務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができな  
い者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申  
し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算  
するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする  
。次項及び第三項において「支給期間」という。)内に失業している場  
合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定す  
る基本手当の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを  
切り捨てる。)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という  
。)を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等  
のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の

百十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員  
の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定  
める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。)であつ  
たことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし  
、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる  
期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当する  
すべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)  
の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、  
当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、同法  
第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務  
省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十  
條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に  
応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他総  
務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができな  
い者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申  
し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算  
するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする  
。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において  
、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当  
の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる  
。)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超え  
て失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、そ  
の超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当

日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一及び二（略）

2（略）

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合に関しては、総務省令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 15（略）

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十二条（略）

2（略）

3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一及び二（略）

2（略）

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合に関しては、総務省令で、同項の規定に準じて、前二項に規定する退職の日の翌日から起算して一年の期間についての特例を定めることができる。

4 15（略）

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十二条（略）

2（略）

3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十二条の三第一項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 (略)

3 各省各庁の長等は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 一時差し処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

4 8 (略)

(退職手当の返納)

第十二条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において

第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 (略)

3 各省各庁の長等は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

4 8 (略)

(退職手当の返納)

第十二条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において

て、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長等は、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 (略)

附則

1～9 (略)

10 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に地方公務員として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員として在職した後退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けて政令で定める退職をし、かつ、再び職員となり、又は地方公務員となつたことがあるもので政令で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、第二条の三から第六条の五までの規定にかかわらず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下「法律第三十号」という。）による改正前の第七条の二第二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

11～14 (略)

15 前二項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第三十号附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

16～20 (略)

21 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律

て、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長等は、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 (略)

附則

1～9 (略)

10 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に地方公務員として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員として在職した後退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けて政令で定める退職をし、かつ、再び職員となり、又は地方公務員となつたことがあるもので政令で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下「法律第三十号」という。）による改正前の第七条の二第二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

11～14 (略)

15 前二項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、法律第三十号附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

16～20 (略)

21 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律

第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

22 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

24 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額額の減額改定で総務大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限

第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

22 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第四条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。



りではない。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、<u>国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）第二条の三から第六条の五まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>一 退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧法第四条（死亡により退職した者にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第三条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額</p> <p>二 退職手当法第五条第一項の規定に該当する退職 その者につき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第五条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額</p> <p>三 退職手当法<u>第六条又は第六条の二</u>の規定に該当する退職 その者に</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、<u>国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）第三条から第六条まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>一 退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧法第四条（死亡により退職した者にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第三条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額</p> <p>二 退職手当法第五条第一項の規定に該当する退職 その者につき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第五条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額</p> <p>三 退職手当法<u>第六条</u>の規定に該当する退職 その者につき旧法第三条</p>

つき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第二条の三、第三条及び第五条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

4  
～  
8 (略)

、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第六条（附則第六項に規定する者については、同項を含む。）の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

4  
～  
8 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>154 (略)</p> <p>5 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>適用日に在職する職員（適用日に改正前の国家公務員等退職手当法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に地方公務員として在職する者で、指定法人職員又は地方公務員として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項から附則第十二項までにおいて「退職手当法」という。）第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当法第四条若しくは第五条又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）である者</p>	<p>附 則</p> <p>154 (略)</p> <p>5 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>適用日に在職する職員（適用日に改正前の国家公務員等退職手当法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に地方公務員として在職する者で、指定法人職員又は地方公務員として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項から附則第十二項までにおいて「退職手当法」という。）第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当法第四条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第五条又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二</p>

に対する退職手当の基本額は、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第六十四号附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、退職手当法第三条第一項及び第五条の二並びに法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、退職手当法第五条から第五条の三まで及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当法第二条の三から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から前項

十年以上三十五年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）である者に対する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条の二まで及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当法第三条から第五条の二まで及び法律第六十四号附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第四条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の額は、退職手当法第四条及び法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の額は、退職手当法第五条及び第五条の二並びに法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当法第三条から第六条まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から前項まで又は

まで又は附則第十五項の規定にかかわらず、その者につき法律第六十四号による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法及び附則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～11 (略)

12 附則第九項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当法第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当法第二条の三から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

一 退職手当法第二条の三から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 (略)

13～17 (略)

附則第十五項の規定にかかわらず、その者につき法律第六十四号による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法及び附則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～11 (略)

12 附則第九項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当法第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、退職手当法第三条から第六条まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

一 退職手当法第三条から第六条まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 (略)

13～17 (略)

○ 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で国家公務員退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が同法第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で国家公務員退職手当法第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同法第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 (略)</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）による改正後の国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第三号の規定に該当するものとして同法第二条の三、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>5 (略)</p>



（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、<u>研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）</u>第六条の四第一項及び第七条第<u>四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</u></p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、<u>当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）</u>第七条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>2及び3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(退職手当の特例) 第二十八条 (略)</p> <p>2 任用期間の定めのある隊員がその任用期間が経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき、前項第一号に掲げる者にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては八日、同項第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の退職手当の額が国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の規定により第三項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員(以下「未受給隊員」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(退職手当の特例) 第二十八条 (略)</p> <p>2 任用期間の定めのある隊員がその任用期間が経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき、前項第一号に掲げる者にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては八日、同項第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の退職手当の額が国家公務員退職手当法第五条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の規定により第三項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員(以下「未受給隊員」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>一 (略)</p>

二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長された期間（以下「延長期間」という。）に関し、第二項又は第四項に規定する場合に該当するに至つた場合 これらの期間につきこれらの規定の例により計算して得た額と未受給期間に係る額との合計額（国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額）

三（略）

7及び8（略）

9 未受給隊員が、継続任用期間又は延長期間が経過する前又は満了した日に三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合（前項に規定する場合を除く。）において、国家公務員退職手当法の規定により支給される退職手当の額（以下「一般の退職手当の額」という。）が、その昇任した日又は政令で定める日の前日に受けていた俸給月額に対応する号俸を基準として政令で定めるところにより計算して得た額に未受給期間に係る日数を乗じて得た額と次に掲げる額との合計額に満たないときは、一般の退職手当の額のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

一 その者の国家公務員退職手当法第七条の勤続期間から未受給期間を除算した期間につき、同法第三条から第六条の三まで及び第六条の五の規定の例により計算して得た額

二 その者の国家公務員退職手当法第六条の四の基礎在職期間のうち未

二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長された期間（以下「延長期間」という。）に関し、第二項又は第四項に規定する場合に該当するに至つた場合 これらの期間につきこれらの規定の例により計算して得た額と未受給期間に係る額との合計額（国家公務員退職手当法第五条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額）

三（略）

7及び8（略）

9 未受給隊員が、継続任用期間又は延長期間が経過する前又は満了した日に三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合（前項に規定する場合を除く。）において、国家公務員退職手当法の規定により支給される退職手当の額（以下「一般の退職手当の額」という。）が、その昇任した日又は政令で定める日の前日に受けていた俸給月額に対応する号俸を基準として政令で定めるところにより計算して得た額に未受給期間に係る日数を乗じて得た額と、その者の同法第七条の勤続期間から未受給期間を除算した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との合計額に満たないときは、一般の退職手当の額のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

支給期間に係る期間を除いた期間につき、同条及び同法第六条の五の規定の例により計算して得た額

10 (略)

第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第八条第三項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3 前条又は第一項の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第十項各号のいずれかに該当した者を含む。）に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第十項各号のいずれかに該当した者にあつては、仮にこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第六条の四の基礎在職期間及び同法第七条の勤続期間からそれぞれ除くものとする。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

10 (略)

第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第八条第二項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第四条第一項中「二十年以上二十五年未満の期間勤続し」とあるのは「政令で定める事由に該当し、かつ」と、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3 前条又は第一項の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第十項各号のいずれかに該当した者を含む。）に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第十項各号のいずれかに該当した者にあつては、仮にこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4 (略)

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「防衛参事官等若しくは事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

第二十八条の三 (略)

2 (略)

第二十八条の四 職員に対する国家公務員退職手当法第五条の二の規定(

第二十八条第二項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項第一号の規定によりその例による場合を含む。)の適用については、同法第五條の二第一項中「以下同じ。」とあるのは、「以下同じ。」及び自

4 (略)

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「防衛参事官等若しくは事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「国家公務員法第七十九条」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十三条」と、「職員」とあるのは「自衛官」と、「同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由」とあるのは「又は同法第四十六条の規定による停職」と、「月数(同法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

第二十八条の三 (略)

2 (略)

衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第一項に規定する  
降任」とする。

改 正 案	現 行
<p>（最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例）</p> <p>第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第二条の三及び第六条の五の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の六百五十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 退職手当法第七条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定は、前項の規定による在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第六項ただし書中「六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、<u>第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満</u>」とあるのは、「<u>一年未満</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第八条第一項、第十条第二項及び第五項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二並びに第十二条の三第一項の規定の適用については、<u>退職手当法第二条の二第二項に規定する一般の退職手当とみなす。</u></p> <p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）</p>	<p>（最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例）</p> <p>第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の六百五十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 退職手当法第七条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定は、前項の規定による在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第六項ただし書中「六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、<u>第四条又は第五条第一項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満</u>」とあるのは、「<u>一年未満</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第八条第一項、第十条第二項及び第五項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二並びに第十二条の三第一項の規定の適用については、<u>同法第二条の二第二項に規定する一般の退職手当とみなす。</u></p> <p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）</p>

<p>2 (略)</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、同法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、同法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。</p>



○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（派遣職員に関する国家公務員退職手当法の特例）            第九条（略）</p> <p>2  派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>（派遣職員に対する国家公務員退職手当法の特例）            第九条（略）</p> <p>2  国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、派遣職員            員の派遣の期間については、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第六条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この条において同じ。）と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>（研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第六条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この条において同じ。）と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>2 及び 3 （略）</p>

○ 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）<u>第六条</u>の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2  <u>育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）</u>についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。</p>	<p>第九条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）<u>第七條</u>第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。</p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）<u>第六条</u>の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2  <u>育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）</u>についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。</p>	<p>第九条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）<u>第七條</u>第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、<u>同項</u>に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（退職手当に関する育児休業の期間の取扱い）</p> <p>第七条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第六条</u>の四第一項及び<u>第七条第四項</u>（最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）<u>第三条第二項</u>において準用する場合を含む。<u>次項</u>において同じ。）の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</u></p> <p>2  <u>育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）</u>についての国家公務員退職手当法<u>第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。</u></p>	<p>（退職手当に関する育児休業の期間の取扱い）</p> <p>第七条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第七条第四項</u>（最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）<u>第三条第二項</u>において準用する場合を含む。<u>以下この条</u>において同じ。）の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、国家公務員退職手当法第七条第四項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。</u></p>

○ 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（派遣職員に関する国家公務員退職手当法等の特例）          第十条（略）</p> <p>2  派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七條第四項（給与法第二十八条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、派遣の期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>（派遣職員に関する国家公務員退職手当法等の特例）          第十条（略）</p> <p>2  国家公務員退職手当法第七条第四項（給与法第二十八条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（職務に復帰した職員等に関する国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十七条 交流派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合を含む。）における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、派遣先企業の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2  交流派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、交流派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>（職務に復帰した職員等に関する国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十七条 交流派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合を含む。）における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、派遣先企業の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2  国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、交流派遣の期間については、適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p>

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該検察官等が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2  第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第十一条第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3及び4 （略）</p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該検察官等が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2  国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、第十一条第一項の規定による派遣の期間については、適用しない。</p> <p>3及び4 （略）</p>



改 正 案	現 行
<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十一条 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、弁護士職務従事期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3 及び 4 （略）</p> <p>5 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者が退職した場合における国家公務員退職手当法第六条の四の規定の適用については、これらの者は、その弁護士職務従事期間中、第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日</p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十一条 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、弁護士職務従事期間については、適用しない。</p> <p>3 及び 4 （略）</p>

において従事していた職務に従事していたものとみなす。

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
附 則 第五條（略）	附 則 第五條（略）	附 則 第五條（略）	附 則 第五條（略）
2（略）	2（略）	2（略）	2（略）
3 前条第一項の閣議の決定があつた場合における次の表の上欄に掲げる整備法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	3 前条第一項の閣議の決定があつた場合における次の表の上欄に掲げる整備法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	3 前条第一項の閣議の決定があつた場合における次の表の上欄に掲げる整備法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	3 前条第一項の閣議の決定があつた場合における次の表の上欄に掲げる整備法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十四條 のうち総務省 設置法（平成 十一年法律第 九十一号）附 則第二條第二 項の表の改正 規定	第百四十三條 のうち総務省 設置法（平成 十一年法律第 九十一号）附 則第二條第二 項の表の改正 規定	第百四十四條 のうち総務省 設置法（平成 十一年法律第 九十一号）附 則第二條第二 項の表の改正 規定	第百四十三條 のうち総務省 設置法（平成 十一年法律第 九十一号）附 則第二條第二 項の表の改正 規定
平成二十九年九月三十日	平成二十九年九月三十日	平成三十年三月三十一日	平成三十年三月三十一日

4  
(略)

4  
(略)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金 払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正）</p> <p>第百四十二条（略）</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第百四十三条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年 法律第百十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条中「日本郵政公社」を「郵政民営化法（平成十七年法律第 九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」に 改める。</p> <p>（総務省設置法の一部改正）</p> <p>第百四十四条（略）</p> <p>（財務省設置法の一部改正）</p> <p>第百四十五条（略）</p>	<p>（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金 払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正）</p> <p>第百四十二条（略）</p> <p>（総務省設置法の一部改正）</p> <p>第百四十三条（略）</p> <p>（財務省設置法の一部改正）</p> <p>第百四十四条（略）</p>